

警告発生事例集

平成22年9月9日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

目次

PA31 : 定員区分の算定要件を満たしていません	1
EL04 : サービス終了年月日とサービス提供年月 の関係が不正です	4
EG29 : 上限額管理対象外受給者の上限額管理結 果に値があります	9
EL06 : 契約終了年月日がサービス提供年月より 以前です	11
PP09 : 総費用額が上限額管理結果票と明細書で 不一致	12

PA31：定員区分の算定要件を満たしていません

【主な発生原因】

都道府県へ届け出た当該事業所の定員区分と、請求サービスコードの定員区分が一致していない。

例 施設入所支援のサービスを提供している事業所で、都道府県への届出が「定員41人～60人以下」である事業所が以下の請求を行った。

【簡易入力イメージ】

選択	No.	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
▶	1	施設入所16	322111	400単位	22回	8,800単位

【事業所台帳イメージ】

定員区分	02	41人以上60人以下
------	----	------------

サービスコード「322111」は定員区分「定員40人以下」の場合に使用するコードであり、都道府県で登録されている定員区分「定員41人～60人以下」と異なるため、警告「PA31」が発生する。この場合は、「定員41人～60人以下」のコードである「322161」で請求すること。なお、定員区分は、加算に関しても同様のチェックを行っている。

注意 本体報酬と加算において算定上の定員数が異なる場合

多機能型や複数のサービス提供単位で事業を実施している場合、本体報酬の定員区分と加算の定員区分が異なるケースがあるので、注意が必要。具体的には以下の加算が対象となる。

○生活介護→人員配置体制加算

○施設入所支援→夜勤職員配置体制加算

○就労継続支援A型／B型→重度者支援体制加算

○就労継続支援B型→目標工賃達成指導員配置加算

これらのサービスにおいて、本体報酬については多機能型や複数のサービス提供単位で事業を実施している場合、全てのサービスの定員を合算した定員により算定することとなるが、加算については、各サービスごとの定員により算定することとなるので注意されたい。

例

多機能型事業所（生活介護：定員20人 就労継続支援A型：定員25人）が、就労継続支援A型で重度者支援体制加算を算定する場合

【簡易入力イメージ】

No.	サービス内容	サービスコード	単位数
1	就継A13	451221	404単位
2	就継A重度者支援体制加算	455811	50単位

【事業所台帳イメージ】

定員区分	02	41人以上60人以下
多機能型等定員区分（加算）	01	21人以上40人以下

本ケースにおける定員区分の考え方は次のとおり。

【本体報酬】 20人（生活介護の定員） + 25人（就継A型の定員） = 45人 → 定員41人以上60人以下

【加算】 25人（就労継続支援A型の定員） → 定員21人以上40人以下

従って、簡易入力システムでの入力は、本体報酬についてはサービスコード「451221」（定員41人以上60人以下）、重度者支援体制加算についてはサービスコード「455811」（定員21人以上40人以下）となる。

【参考】平成21年3月31日 障発第0331041号「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（抜粋）

第二の1の(6) 定員規模別単価の取扱いについて

- ① 療養介護、生活介護、児童デイサービス、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。
- ② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）又は複数の昼間実施サービス（指定障害者支援施設基準第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。）を実施する指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。
- ③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型指定児童デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童デイサービス事業所」という。）の事業を行うものであって、指定障害者福祉サービス基準第215条第1項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童デイサービス事業所に係る利用定員と当該多機能型指定児童デイサービスに係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

参考 PA31に類似する主な警告

PA01：施設等の区分の算定要件を満たしていません

PA02：人員配置区分の算定要件を満たしていません

PA23：夜間支援体制加算の算定要件を満たしていません

PA28：入院・外泊時加算の算定要件を満たしていません

PA69：人員配置体制加算の算定要件を満たしていません

PA80：栄養士配置加算基準の算定要件を満たしていません

PA87：夜勤職員配置体制加算の算定要件を満たしていません

PA89：夜間防災体制加算の算定要件を満たしていません

上記警告の主な発生原因については、PA31と同様に、都道府県へ届け出た当該事業所の体制等と、請求サービスコードの区分の不一致である。例えば、共同生活介護で夜間支援体制加算を算定する場合、以下のようなケースで警告PA23が発生することとなる。

【請求（サービスコード表）イメージ】

31	5620	共生夜間支援体制加算11	夜間支援体制加算	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間支援対象利用者4人以下
31	5621	共生夜間支援体制加算12		
31	5622	共生夜間支援体制加算13		
31	5623	共生夜間支援体制加算21		<input type="checkbox"/> 夜間支援対象利用者5人
31	5624	共生夜間支援体制加算22		

【事業所台帳イメージ】

共同生活介護夜間支援体制加算の有無	2	有り
共同生活介護夜間支援対象利用者数	14	5人

【チェック項目】

①サービスコード「315620」の請求があると、夜間支援体制加算が算定可能な事業者かどうかをチェックする。この場合は、事業所台帳の登録が「有り」となっているので、この加算の算定は可能である。

②次に、利用対象者数をチェックする。サービスコード表から、この請求サービスコードにおける夜間支援対象利用者数は「4人以下」であることがわかるが、事業所台帳上では「5人」と登録されている。ここで不一致が生じ、PA23が発生する。

対象となるサービス

療養介護 生活介護 児童デイ 短期入所 共同生活介護 施設入所支援 共同生活援助

自立訓練 就労移行支援 就労継続支援A型・B型 旧法施設支援

【上記のサービスを提供している場合は以下の事項について、再度確認をされたい】

①都道府県へ届出等が必要な加算を算定する場合は、届出等を行ったかどうか確認すること。

②本体報酬・加算ともに施設等の区分、人員配置区分等の体制により請求サービスコードが異なるものについては、都道府県へ届け出たものと一致しているかどうかをサービスコード表等で再確認すること。また、利用者の障害程度区分によってもサービスコードが異なるものもあるので注意する。（サービスコード表はWAM NETにも掲載されているので、参照されたい。

参考URL：<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb15GS60.nsf/aCategoryList?OpenAgent&CT=50&MT=070&ST=020>）

EL04 : サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です

【主な発生原因】

請求明細書情報に誤ったサービス終了年月日を設定している。

例 居宅介護サービスを提供している事業所で、継続的にサービスを提供している利用者に以下のような請求を行った。

【簡易入力イメージ】

○請求明細書

提供年月 **平成 22 年 7 月分**

選択	No.	サービス種別	開始年月日	終了年月日	利用日数
▶	1	11	平成21年10月01日	平成22年09月30日	8日

○契約情報

選択	No.	事業者記入欄番号	サービス内容	原則の日数	契約支給量	契約開始日	契約終了日
	1	1	111000 居宅介護 身体介護決定		10 時間	平成21年10月01日	平成22年09月30日

居宅介護サービスのサービス「終了年月日」については、一連とみなされる利用契約を解消し、月の途中でサービスの提供を中止した場合に、最後にサービスを提供した日付を記載することとなっている。ところが、この例においては、契約期間が2ヶ月残っているにもかかわらず、サービス提供の「終了年月日」に契約終了日である平成22年9月30日を設定してしまっている。よって、エラーEL04が発生する。継続してサービスを提供している場合は、契約終了日欄には何も設定しない。また、よくある誤りとして、支給決定の終了年月日を設定してしまっているケースもある。

サービス種類ごとの終了年月日の設定方法は以下の表のとおり。

【サービス種類ごとの終了年月日の設定方法（3-1）】

サービス種類		事務処理要領	データ設定例
居宅介護	11	一連とみなされる利用契約を解消し、月の途中でサービスの提供を中止した場合に、最後にサービスを提供した日付を記載する。	平成19年9月の明細書を作成する場合、下記のようにデータを作成する。 ①平成19年9月16日までサービス提供を行い、契約を終了した場合 明細書の終了年月日：平成19年9月16日
重度訪問介護	12		
行動援護	13		
重度包括	14		
生活介護	22		
児童デイ	23		
自立訓練（機能訓練）	41		
自立訓練（生活訓練）	42		
就労移行支援	43		
就労移行支援（養成施設）	44		
就労継続支援A型	45		
就労継続支援B型	46		
旧身体通所更生	82		
旧身体通所療護	84		
旧身体通所授産	86		
旧知的通所更生	92		
旧知的通所授産	94		

【サービス種類ごとの終了年月日の設定方法（3-2）】

サービス種類		事務処理要領	データ設定例
施設入所支援	32	<p>支給決定障害者が月の途中で退所した場合に、退所した日付を記載する。</p> <p>同一月内に同一の施設等の入退所を繰り返した場合、月末日に入所中であれば記載を省略する。月末日に入所中でなければ、当該月の最後に退所した年月日を記載する。</p> <p>退所日の翌月以降に地域移行加算又は退所時特別支援加算を算定する場合は、当該加算請求時にも退所年月日を記載する。</p>	<p>平成19年9月の明細書を作成する場合、下記のようにデータを作成する。</p> <p>①平成15年4月1日に入所して現在も継続入所している場合 明細書の終了年月日：設定無し</p> <p>②平成15年4月1日に入所して、平成19年9月15日に退所した場合 明細書の終了年月日：平成19年9月15日</p> <p>③平成15年4月1日に入所して、平成19年9月15日に退所したが、平成19年9月21日から再度入所し継続して入所している場合 明細書の終了年月日：設定無し</p> <p>④平成15年4月1日に入所し平成19年9月15日に退所し、平成19年9月21日から再度入所し、平成19年9月28日に退所した場合 明細書の終了年月日：平成19年9月28日</p>
療養介護	21		
宿泊型自立訓練	34		
旧身体入所更生	81		
旧身体入所療護	83		
旧身体入所授産	85		
旧知的入所更生	91		
旧知的入所授産	93		
旧知的通勤寮	95		

【サービス種類ごとの終了年月日の設定方法（3-3）】

サービス種類		事務処理要領	データ設定例
短期入所	24	当該月における最初の退所した日付を記載する。当該月に退所がなく、月末日において入所継続中の場合は記載しない。	<p>平成19年9月の明細書を作成する場合、下記のようにデータを作成する。</p> <p>①平成19年8月25日に入所して現在も継続入所している場合 明細書の終了年月日：設定無し</p> <p>②平成19年8月25日に入所して、平成19年9月15日に退所した場合 明細書の終了年月日：平成19年9月15日</p> <p>③平成19年8月25日に入所して、平成19年9月15日に退所したが、平成19年9月21日から再度入所し継続して入所している場合 明細書の終了年月日：設定無し</p> <p>④平成19年8月25日に入所し平成19年9月15日に退所し、平成19年9月21日から再度入所し、平成19年9月28日に退所した場合 明細書の終了年月日：平成19年9月15日</p>
共同生活介護	31	支給決定障害者が当該共同生活住居を退居した月においては、退居年月日を記載する。	<p>平成19年9月の明細書を作成する場合、下記のようにデータを作成する。</p> <p>①平成15年4月1日に入所して現在も継続入所している場合 明細書の終了年月日：設定無し</p> <p>②平成15年4月1日に入所して、平成19年9月15日に退所した場合 明細書の終了年月日：平成19年9月15日</p>
共同生活援助	33	同一月内に同一指定事業所番号の共同生活住居の入退居を繰り返した場合は、月末日に入居中であれば記載を省略し、月末日に入居中でなければ、当該月の最後に退居した年月日を記載する。	<p>③平成15年4月1日に入所して、平成19年9月15日に退所したが、平成19年9月21日から再度入所し継続して入所している場合 明細書の終了年月日：設定無し</p> <p>④平成15年4月1日に入所し平成19年9月15日に退所し、平成19年9月21日から再度入所し、平成19年9月28日に退所した場合 明細書の終了年月日：平成19年9月28日</p>

参考 退所後に地域移行加算等を算定する場合



退所後に地域移行加算や退所時特別支援加算を算定する場合は、以下のように設定する。

○サービス提供実績記録票

施設入所支援提供実績記録票									
提供年月	平成 22 年 7 月分	事業所名	厚生事業所						
受給者証番号	999999999	受給者氏名	厚生 太郎	障害児氏名		市町村名	厚生区		
入所日	平成 年 月 日								
補足給付適用の有無	有り	補足給付額(日額)	555 円/日						
実費算定額	食費の単価	朝食	円/日	昼食	円/日	夕食	円/日	一日	円/日
	光熱水費の単価	一日	円/日	一月	円/月				
入所時特別支援加算	利用開始日	平成 年 月 日	30 日	平成 年 月 日	当分算定日数	日			
地域移行加算	入所中算定日	平成 年 月 日	退所日	平成 22 年 6 月 28 日					
	退所後算定日	平成 22 年 7 月 21 日							
合計									
支援実績					実費算定額				
入院・外泊時加算	入院時支援特別加算	土日等日中支援加算	朝食	昼食	夕食	光熱水費			
回	提供回数	算定回数	回	回	回	回	円	円	円
			各小計				円	円	円
			実費合計額				円		円

加算を算定した月を設定

最後に退所した年月日を設定

加算を算定した年月日を設定

明細情報は何も設定しない

○請求明細書

選択	No.	サービス種別	開始年月日	終了年月日	利用日数
▶	1	32	平成21年04月01日	平成22年06月28日	1日

加算を算定した月を設定

加算のみ算定する場合でも利用日数欄には「1日」と設定する。

最後に退所した年月日を設定

EG29 : 上限額管理対象外受給者の上限額管理結果に値があります

【主な発生原因】

上限額管理の対象でない利用者の請求情報に上限額管理関連の情報を設定している。

例 いつもは上限額管理を行っている利用者であるが、今回請求分から上限額管理事業所のみ利用になるため、上限額管理の対象ではなくなった。上限額管理結果票は作成しなかったが、請求明細書情報は先月と同様に作成した。

【簡易入力イメージ】

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 日数情報										
提供年月	平成	22	年	7	月分	事業所名	厚生事業所			
受給者証番号	999999999		?	厚生	太郎	障害児氏名				
助成自治体番号						地域区分	01	特別区	就労継続支援A型受給者負担税免除措置実施	無し
利用者負担上限月額①	1,500		円	利用者負担上限額	指定事業所番号	131999999	管理結果	1	管理結果額	1,500
就労継続支援A型減免対象者	無し			管理事業所	厚生事業所					

【受給者台帳イメージ】 異動年月日 平成22年4月1日 上限額管理有無 2:有り

異動年月日 平成22年7月1日 上限額管理有無 1:無し

7月から上限額管理の対象ではなくなったため、市町村は受給者台帳を「上限額管理：無し」として国保連へ登録している。ところが、請求情報を見ると、上限額管理の対象者でなくなったにもかかわらず、「利用者負担上限額管理事業所」欄に「指定事業所番号」「管理結果」「管理結果額」が設定されている。ここに値が設定されていると、システム上、上限額管理の対象者とみなされ、受給者台帳との突合で不一致が生じ、警告：EG29が発生することとなる。

上限額管理の対象者が、ある月から対象ではなくなった場合は、「基本情報設定」→「受給者情報入力」→「利用者負担上限額管理」の「終了年月日」欄を修正する必要がある。

受給者情報(詳細)

全情報 | 障害程度区分 | サービス利用計画作成費 | 特定障害者特別給付費 | *利用者負担上限月額 | 食事提供体制加算 | 利用者負担上限額管理

No.	2								
管理事業所 *									
有効期間	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日

選択	No.	上限管理事業所		有効期間	
		事業所番号	事業所名	開始年月日	終了年月日
▶	1	1319999999	厚生事業所	平成22年04月01日	平成23年03月31日

明細追加

明細修正


明細削除

明細クリア

選択	No.	上限管理事業所		有効期間	
		事業所番号	事業所名	開始年月日	終了年月日
▶	1	1319999999	厚生事業所	平成22年04月01日	平成22年06月30日

明細削除

明細クリア

参考  **特定のある月だけ上限額管理の対象でない場合**

引き続き上限額管理の対象者であるが、特定のある月だけ対象ではなくなった場合（たまたまその月だけ上限額管理事業所のみの利用であった場合等）は、請求明細書情報の「利用者負担上限額管理事業所」欄に設定されている値（下図赤枠部分）を直接削除（DELETEキー等を使用）する方法もある。基本情報の受給者情報を修正した場合は、翌月以降、再び上限額管理の対象となったら、再度同情報を修正する必要があるので注意すること。

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 日数情報

提供年月	平成 22 年 7 月分	事業所名	厚生事業所				
受給者証番号	9999999999	厚生 太郎	障害児氏名	市町村名	厚生区		
助成自治体番号			地域区分	01	特別区	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無し

この部分の値を削除する。

利用者負担上限月額①	1,500円	利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	1319999999	管理結果	1	管理結果額	1,500円
就労継続支援A型減免対象者	無し		厚生事業所					

EL06 : 契約終了年月日がサービス提供年月より以前です

【主な発生原因】

サービス提供年月より前の日付で契約終了年月日を設定している。

例 平成22年7月サービス提供分の請求情報を作成したが、契約情報は以下のとおりであった。

【簡易入力イメージ】

○請求明細書

				介護給付費		
提供年月	平成	22	年	7	月分	事業所名
受給者証番号	999	9999999	?	厚生	太郎	
助成自治体番号						

○基本情報（契約内容情報）

							契約内容の報						
No.	事業者記入欄番号 *			サービス内容 *									
3	3	121000	?	重度訪問介護15%加算対象者決定									
契約開始日 *				契約終了日									
平成	22	年	4	月	1	日	平成	22	年	6	月	30	日

支給決定が更新（例：6月30日で以前の支給決定が終了したが、7月1日から再度更新された。）となった場合は、「基本情報設定」→「受給者情報入力」→「支給決定情報」を変更することとなるが、同時に契約内容についても確認すること。期間等に変更がある場合は、必ず契約内容情報もデータを更新する。

注意 更新等があった場合について

更新後のデータを追加

支給決定の更新等があり、支給決定内容や契約内容を変更する場合、それまでのデータは削除せず、変更後のデータを追加すること。削除してしまうと、過誤等で過去の分を請求することとなった場合、請求情報が作成できないことがあるので、注意すること。

3	4	121000	重度訪問介護15%加算対象者決定	80	時間	平成22年07月01日	平成22年12月31日
4	3	121000	重度訪問介護15%加算対象者決定	100	時間	平成22年04月01日	平成22年06月30日

PP09 : 総費用額が上限額管理結果票と明細書で不一致

【主な発生原因】

上限管理事業所または関係事業所のどちらかで総費用額が正しく設定されていない。

例 上限管理事業所：厚生事業所（131999999）へ関係事業所：福祉事業所（131888888）が当初、総費用額9,000円として報告したが、その後、10,000円が正しいことが判明した。しかしながら、上限管理事業所へ連絡することなく、それぞれ以下のような管理結果票及び請求明細書情報を送信した。

【簡易入カイメージ】

○上限額管理結果票：厚生事業所（131999999）

選択	No.	事業所番号	事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後 利用者負担額
▶	1	131999999	厚生事業所	12,000	1,200	1,200
	2	131888888	福祉事業所	9,000	900	300

○請求明細書：福祉事業所（131888888）

選択	No.	サービス 種コード	サービス 利用日数	給付 単位数	単位 数単価	給付 率	総費用額	請求額							自治体 助成分 請求額		
								請求額	利用者 負担額	月額 調整	事業者 減免額	減免後 利用者 負担額	調整後 利用者 負担額	上限額 管理後 利用者 負担額		決定 利用者 負担額	給付費
▶	1	12	15	1,000	10,000	90	10,000	9,000	1,000	1,000				300	300	9,700	

この金額が一致していない。

注意 上限額管理対象者の請求について

システムにおいては、図のように管理結果票の総費用額と請求明細書情報の総費用額が一致していない場合、警告：PP09が発生することとなる。上限管理対象者については、エラーになると複数事業所に影響がでることから、より一層注意する必要がある。特に、上記事例のように、いったん他事業者へ金額を連絡した後に誤りが発覚し、金額に変更が生じた場合などは、各事業者間で連携を密にし、認識のズレがないように注意すること。